

令和 8 年 2 月 吉日

お客様者 各位

成協信用組合

## 貸金庫規定改定のお知らせ

令和 7 年 5 月 30 日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が織り込まれ、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫による保管が好ましくない旨が示されました。

これを受け、当組合では、下記の通り貸金庫規定を改定致します。なお、改定後の規定は、従前よりご利用頂いているお客様に対しても適用されますので、予めご了承下さい。

### 記

#### 1. 対象となる規定

貸金庫規定

#### 2. 主な改定内容

##### (1) 主な改定内容

- ・ 貸金庫に格納頂けないものとして「現金」を追加(現金には、外国通貨も含まれます)
- ・ 貸金庫の利用目的(適切にご利用頂いていること)を書面にて申告して頂くこと
- ・ 本人確認事項に変更があった場合は、直ちに届出して頂くこと
- ・ 解約事由に名義人の不存在や本人確認事項の虚偽申告、マネー・ローンダリングや不正な目的での利用が判明した場合等を追加

##### (2) その他の改定内容

- ・ 成年後見人等の届出事項、規定改定の周知方法の追加、貸金庫の種別に応じた記載の整理 等

#### 3. 規定の改定日

令和 8 年 4 月 1 日(水)

#### 4. ご留意点

- (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、速やかに貸金庫内の現金をお取り出し頂きますよう、お願ひいたします。
- (2) 貸金庫規定並びに貸金庫の取引目的の確認に関する書面(申告書)につきましては、お届けの住所に順次郵送させて頂きます。お手数ではございますが、書面が到着いたしましたら、本人確認書類をご持参の上、確認手続をお願いします。

規定の改定に伴い、お客さまにはお手数をお掛けしますが、何卒、ご理解とご協力のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせ下さい。

以上

## 貸金庫規定の改定内容

貸金庫規定の主な改定内容は、以下の通りです。詳しくは、別封の「貸金庫規定」(令和8年4月1日改定)をご確認下さい。

### 《貸金庫規定の主な改定内容》

改定項目	改 定 理 由
項目表示の変更	・現在の「1. 2.」表示から「第1条、第2条」の条数表示に変更しました
第1条	・(3)において、貸金庫に格納頂けない物品を明記しました
第2条 (条文追加)	・貸金庫の利用目的を書面にて申告して頂く旨の条文を追加しました
第5条	・貸金庫の鍵、カードの保管について、一般型貸金庫と全自動型貸金庫に分けて記載しました
第6条	・貸金庫の開閉について、一般型貸金庫と全自動型貸金庫に分けて記載しました また、全自動型貸金庫の故障時等の対応を追記しました
第7条	・届出事項(住所等)に変更があった場合は、直ちに届出して頂く旨を追記しました
第8条 (条文追加)	・成年後見人等の届出に関する条項を追記しました
第9条	・再発行に関する費用について追記しました
第10条	・全自動型貸金庫において、偽造・変造等による損害に対する免責事由を追記しました
第13条	・名義人の不存在や本人確認事項の虚偽申告、マネロンや不正な目的での利用が認められた場合、当組合が解約できる旨の解約事由を追記しました。
第18条 (条文追加)	・規定の変更について、金融情勢の状況変化やその他相当な事由がある場合は、組合ホームページへの掲載による公表等での周知を行う旨を追記しました
その他	・表記に関する軽微な修正、条文の追加に伴う以降の条番繰り下げ 等

以上